

令和5年2月21日提出

今治市議会臨時会（第1回）報告

今治市議会臨時会（第1回）報告目次

報 告 番 号	件 名	ページ
1	専決処分について	1
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	3
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	5
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	7
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	9
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	11
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	13
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	15
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	17
	・ 今治市村上海賊ミュージアム条例の一部を改正する条例制定につ	19
	いて	
	・ 今治市大三島美術館条例の一部を改正する条例制定について	23

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市村上海賊ミュージアム条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市大三島美術館条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月18日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年8月26日午前11時50分頃、本市港湾漁港課職員が、みなと交流センター駐車場（今治市片原町一丁目100番）において市有貨物自動車を駐車し降車しようとしたところ、強風でドアが大きく開き、隣に駐車していた相手方所有の乗用自動車に接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 144,400円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月29日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 概要 令和元年5月3日から令和4年10月21日までの間、本市教育委員会が所管するホームページにおいて、相手方が著作権を有するイラストをその使用許諾を得ることなく使用し、著作権を侵害した。そのため、損害賠償として当該イラストの使用料相当額を支払う。
- 3 損害賠償額 支払額 275,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月16日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年9月17日午後7時20分頃、本市観光課職員が運転する市有貨物自動車、ローソン松山末町店の駐車場（松山市末町甲17番地1）において、駐車のため後退したところ、出庫のため後退していた相手方所有の乗用自動車と接触し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 62,500円
受取額 90,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月17日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年11月16日午前4時頃、市営波方宮脇団地306号室において給水管が破損し、その階下の相手方所有の家財を汚損した。
- 3 損害賠償額 支払額 2,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月22日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年9月12日午前11時40分頃、本市環境施設課職員が運転する市有塵芥車が、伯方中継センターのごみを今治市クリーンセンターに搬入するため、国道317号（今治市吉海町仁江1225番地先）を直進していたところ、農道仁江43号線から同国道に進入してきた相手方所有の乗用自動車と接触し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額
支払額 8,800円
受取額 499,500円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月20日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年11月16日午前4時頃、市営波方宮脇団地306号室において給水管が破損し、その階下の相手方所有の家財を汚損した。
- 3 損害賠償額 支払額 7,500円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月2日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年12月22日午後10時20分頃、市道新玉・西浜線（今治市菊間町浜612番地先）に設置していた有線柱が、強風により倒壊し、相手方所有の家屋の屋根を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 11,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月2日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年12月5日午前10時頃、朝倉緑のふるさと公園において、相手方が芝滑りで子どもを抱えて滑走していたところ、減速面及び防護マットの不備によりフェンスに衝突して負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 341,559円

今治市村上海賊ミュージアム条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月7日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市村上海賊ミュージアム条例の一部を改正する条例

今治市村上海賊ミュージアム条例（平成17年今治市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条」を削り、「博物館」を「村上海賊ミュージアム」に改める。

第2条中「博物館」を「村上海賊ミュージアム」に改める。

第16条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市村上海賊ミュージアム条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項_____</p> <p>_____の規定に基づき、<u>村上海賊ミュージアム</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>村上海賊ミュージアム</u>を次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市村上海賊ミュージアム</p> <p>位置 今治市宮窪町宮窪1285番地</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第16条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項</u>の規定により、今治市村上海賊ミュージアム協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項<u>及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）</u>第18条の規定に基づき、<u>博物館</u>_____の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>博物館</u>_____を次のとおり設置する。</p> <p>名称 今治市村上海賊ミュージアム</p> <p>位置 今治市宮窪町宮窪1285番地</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第16条 <u>法第20条第1項</u>_____の規定により、今治市村上海賊ミュージアム協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～5 略</p>

今治市大三島美術館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月7日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市大三島美術館条例の一部を改正する条例

今治市大三島美術館条例（平成17年今治市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削り、「博物館」を「大三島美術館」に改める。

第2条中「博物館」を「大三島美術館」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市大三島美術館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項_____の規定に基づき、<u>大三島美術館</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>大三島美術館</u>を次のとおり設置する。</p> <p>表 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項<u>及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条</u>の規定に基づき、<u>博物館</u>_____の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>博物館</u>_____を次のとおり設置する。</p> <p>表 略</p>